

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会
令和元年度 埼玉県新卒保育士就職準備金貸付 募集要領

◆目的◆

この事業は、新卒保育士を採用する保育所等に就職準備金を貸し付けることにより、保育士の確保に役立てるものです。貸付対象者が運営する保育所等において、新卒保育士が2年間引き続き児童の保護等に従事した場合には、借りた資金の返済は全額免除されます。

◆概要◆

1 貸付対象者

次の①～④の全てを満たす保育事業者が対象です。

- ①令和元年度に新卒保育士(※1)に対して採用の内定をする埼玉県内の保育所等(※2)の施設を運営する法人等であること。
- ②「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日付け三府省連名通知)に定めるキャリアパス要件を満たしていること。※ただし、児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設は除く。
- ③都道府県知事の指定する保育士の養成施設の実習生を受け入れていること又は実習生を受け入れる見込みであること。
- ④新卒保育士に対して200,000円を一括して、貸付金が交付された月の翌月末までに給付又は貸付をすることに同意すること。

注意

- ・本貸付事業の対象者(借受者)は、保育所等の施設を運営する法人等(保育事業者)になります。新卒保育士自身が個人で申請するものではありません。
- ・同一の新卒保育士について複数の保育事業者から申請することはできません。

※1 新卒保育士

常勤保育士(1日6時間以上かつ月20日以上勤務)であり、次の①②のいずれかに該当すること。

- ①令和元年度中に養成施設を卒業した者又は卒業見込みの者。
- ②令和元年度中に保育士試験に合格し、保育士証の交付を受けた者又は交付見込みの者。

※2 保育所等

県及び市町村以外のものが運営する認可保育所、認定こども園、小規模保育事業A型・B型、事業所内保育事業、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設

2 貸付額及び貸付人数

貸付額	新卒保育士1人当たり 200,000円 無利子	200,000円の内訳 県負担分:150,000円 市町村負担分:50,000円※
貸付人数	500名 先着順	・同一保育事業者からの申請人数に制限はありません。 ・受付状況は、随時本会ホームページでご案内します。

注意

※市町村負担分 50,000 円が無い場合、県社協からの貸付額は 150,000 円となります。その場合、新卒保育士に就職準備金を支給する際に保育事業者が 50,000 円を負担し、200,000 円にして新卒保育士に給付又は貸付をする必要があります。【P3「新卒保育士への資金交付について」参照】

※市町村負担の有無については、令和2年2月頃に決定予定です（負担のある市町村でも、市町村が負担できる人数より申請者数が上回る場合は、事業者負担となる可能性があります）。

◆申請◆

1 申請方法

保育事業者は、申請書類を下記の申請先に提出してください。【P6「提出書類・届出について」参照】

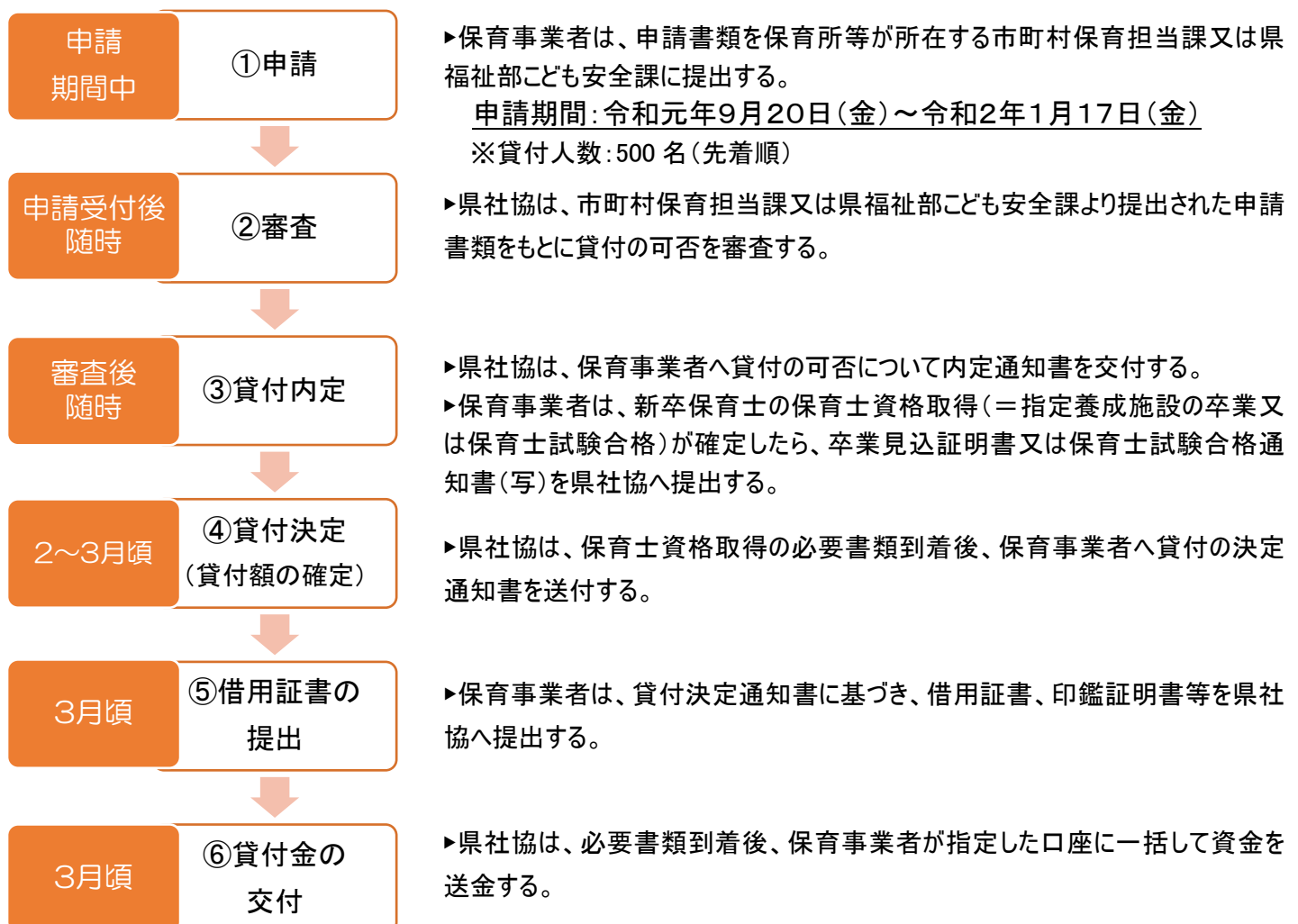
保育所等	申請先
認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業	保育所等が所在する市町村保育担当課
児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設	埼玉県福祉部こども安全課

※申請書類は各申請先が取りまとめの上、県社協へ提出します。

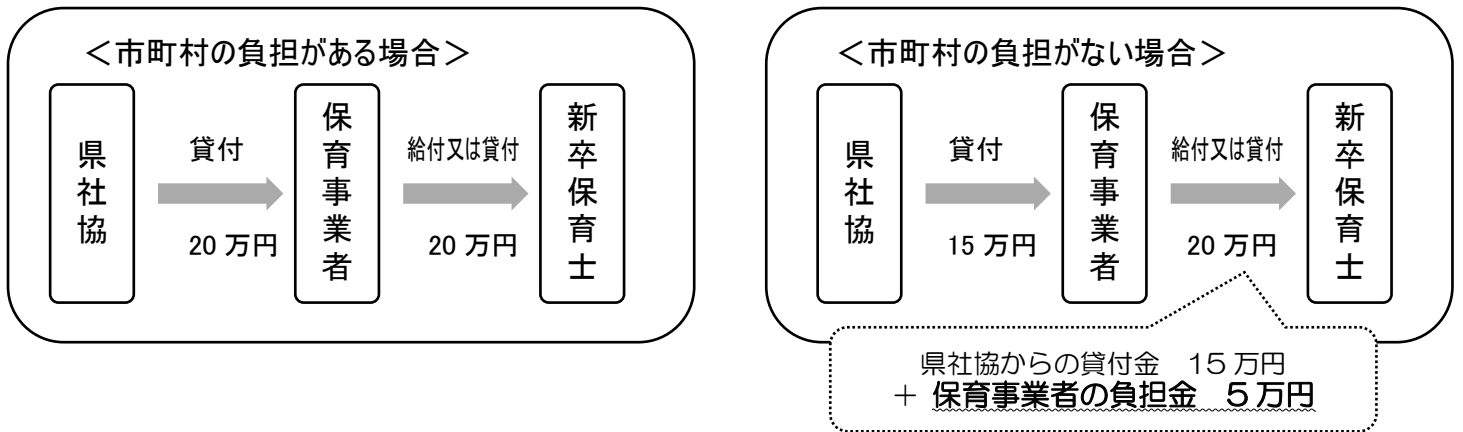
2 申請期間

令和元年9月20日(金)～令和2年1月17日(金) ※先着順 500 名(定員になり次第締め切ります)

◆申請から貸付金の交付までの流れ◆



◆新卒保育士への資金交付について◆



※保育事業者は、県社協から貸付金が交付された月の翌月末までに新卒保育士に対し、200,000円を一括で支給してください(「受領報告書(様式第6号)」にて新卒保育士に就職準備金が支給されたかを確認します)。

※保育事業者が新卒保育士に就職準備金 200,000円を支給する際には、「給付」又は「貸付」のいずれも可能とします。各保育事業者の判断で、新卒保育士の不利益にならないよう留意し、新卒保育士了承のうえ支給してください。

◇「給付」とした場合

貸付金の返還が生じた場合(新卒保育士の2年未満の退職等)、保育事業者の負担で借用金額(15万円又は20万円)を県社協へ返還いただきます。新卒保育士から資金の返還を求めることはできません。

◇「貸付」とした場合

貸付金の返還が生じた場合、保育事業者は県社協からの借用金額(15万円又は20万円)を県社協へ返還いただきます。別途、新卒保育士に資金の返還を求めることができます。

- 貸付の趣旨、貸付の条件、返還免除の要件、返還の要件等については、双方同意の上、書面で行ってください(本貸付事業の返還免除要件より上乗せして条件を課することは不可)。
- 新卒保育士が未成年の場合は法定代理人(親権者)の同意が必要となります。
- 連帯保証人を立てる場合は、書面に署名・捺印が必要です。

◆返還の猶予・免除申請について◆

1 貸付金の返還の猶予について

新卒保育士が、次に掲げる事由が継続している期間は、返還の債務の履行を猶予できるものとします。

- (1) 採用された保育所等が所在する市町村の区域内において、貸付を受けた保育事業者の運営する保育所等で児童の保護等に従事しているとき
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

＜やむを得ない事由＞ ※返還の猶予ができる期間はその事由によって異なります。当該事由が生じた際にお問合せください。

- ① 新卒保育士が出産休暇・育児休業を取得する場合
- ② 新卒保育士が介護休業を取得する場合
- ③ 疾病・負傷等のため、療養する必要があり、新卒保育士が在職中に病気休職等を取得する場合で、かつ勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- ④ 人事異動により、新卒保育士が採用された保育所等が所在する市町村内での児童の保護等に従事できなくなったとき

2 貸付金の返還の免除について

新卒保育士が次のいずれかに該当するに至ったときは、返還の債務を免除するものとします。

(1)採用された保育所等が所在する市町村の区域内において、貸付を受けた保育事業者の運営する保育所等で児童の保護等に2年間引き続き従事したとき。

※災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった期間は算入できません。

(2)(1)に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

注意

返還の免除には、新卒保育士が、採用された保育所等が所在する市町村の区域内において、貸付を受けた保育事業者の運営する保育所等で児童の保護等に2年間引き続き従事することが必要です。人事異動により、新卒保育士が採用された保育所等が所在する市町村の区域以外の保育所等に勤務した場合、業務従事期間（2年間）には算入できません。

◆就職準備金の支給から返還の免除申請について◆

貸付金交付
の翌月末
まで

①新卒保育士に
就職準備金を支給

▶保育事業者は、県社協から貸付金が交付された月の翌月末までに新卒保育士に就職準備金 20 万円を給付又は貸付をする。

4～6月

②返還猶予申請

▶保育事業者は、返還猶予申請書及び受領報告書、保育士証(写)、雇用契約書(写)等を期日までに県社協へ送付する。
(県社協は書類受理後、審査を経て返還猶予の可否について通知する)

就職から
1年後

③就業確認

▶保育事業者は、新卒保育士が就職後、1年が経過したら、業務従事届により1年間の就業状況について県社協へ届出する。

就職から
2年後

④返還免除申請

▶保育事業者は、新卒保育士が就職後、2年が経過したら、返還免除申請書及び業務従事届を県社協へ送付する。

2年間の
業務従事
確認後

⑤返還の免除決定

▶県社協は、提出書類を受理後、審査を経て返還免除の可否について通知する。
(返還の免除決定後、県社協は借用証書及び印鑑証明書等を返送する)

◆貸付金の返還について◆

1 貸付金の返還について

保育事業者は、次のいずれかに該当する場合には、資金を返還しなければなりません。

(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く)

- (1) 貸付契約が解除されたとき
- (2) 新卒保育士が保育事業者の運営する保育所等において児童の保護等に従事しなかったとき
- (3) 新卒保育士が保育事業者の運営する保育所等において児童の保護等に従事する意思がなくなったとき
- (4) 保育事業者が運営する保育所等において新卒保育士を児童の保護等に従事させる意思がなくなったとき
- (5) 新卒保育士が業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

<貸付契約の解除について>

次のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。

- (1) 新卒保育士が保育事業者の運営する保育所等を退職した又は内定を辞退したとき
- (2) 新卒保育士が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- (3) 新卒保育士が死亡したとき
- (4) 新卒保育士が給付又は貸付を受けることを辞退したとき
- (5) 保育事業者が偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき
- (6) その他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

2 返還方法について

返還期間: 返還の事由が生じた日の属する月の翌々月まで

返還方法: 一括払い

3 延滞利子

正当な理由なく貸付金の返還期限日までに返還しなかったときは、当該返還期限日の翌日から返還された日までの日数に応じ、返還額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

4 返還の流れ

①返還の事由が発生



②県社協に速やかに連絡の上、「返還計画申請書(様式第11号)」を提出



③県社協で審査の上、納入通知書を送付



④指定口座に一括で払込



⑤県社協への入金完了後、保育事業者あてに「返還完了通知」及び借用証書及び印鑑証明書等を返却

◆提出書類・届出について◆

・保育事業者や新卒保育士に状況の変化が生じた場合は、速やかに県社協へご連絡ください。

貸付の申請をするとき

【9月～1月】

①	埼玉県新卒保育士就職準備金貸付 申請書(様式第1号)	新卒保育士1人につき1枚
②	同意書(様式第3号)	新卒保育士1人につき1枚
③	新卒保育士の内定通知書(写)	新卒保育士1人につき1枚
④	埼玉県新卒保育士就職準備金貸付 希望者一覧(様式第2号)	一度の申請につき1枚
⑤	養成施設の実習生を受け入れていること等が分かる書類(写)	一度の申請につき1枚 受入承諾書等

新卒保育士の資格取得(卒業)が決まったとき

【2月～3月】

①	卒業見込証明書又は保育士試験合格通知書(写)	
---	------------------------	--

貸付決定金交付後、借用証書等を提出するとき

【3月】

①	埼玉県新卒保育士就職準備金貸付 借用証書(様式第4号)	
②	振込口座申請書(様式第5号)	
③	振込先通帳(写)	金融機関、支店、口座の種類、口座番号、口座名義人、口座名義人フリガナが分かる部分
④	印鑑証明書	

県社協から貸付後、返還猶予申請書を提出するとき

【4月～6月】

①	返還猶予申請書(様式第8号)	
②	埼玉県新卒保育士就職準備金貸付 受領報告書(様式第6号)	
③	保育士証(写)	
④	雇用契約書(写)	保育事業者・新卒保育士の双方が署名・捺印したもの

勤務状況を報告するとき

【新卒保育士の就職から1年が経過したとき】

①	業務従事届(様式第7号)	
---	--------------	--

返還の免除を申請するとき

【新卒保育士の就職から2年が経過したとき】

①	返還免除申請書(様式第9号)	
②	業務従事届(様式第7号)	

貸付を辞退するとき

【貸付内定から貸付金の交付まで随時】

①	貸付辞退届(様式第10号)	
---	---------------	--

返還をするとき

【貸付金の交付から返還事由の発生時まで随時】

①	返還計画申請書(様式第11号)	
---	-----------------	--

保育事業者及び新卒保育士の住所、氏名、連絡先を変更したとき

【随時】

①	記載事項変更届(様式第12号)	
---	-----------------	--

◆様式一覧◆

・各種様式は、本会ホームページからダウンロードできます。

埼玉県新卒保育士就職準備金貸付 申請書	様式第1号
埼玉県新卒保育士就職準備金貸付 希望者一覧	様式第2号
同意書	様式第3号
埼玉県新卒保育士就職準備金貸付 借用証書	様式第4号
振込口座申請書	様式第5号
埼玉県新卒保育士就職準備金貸付 受領報告書	様式第6号
業務従事届	様式第7号
返還猶予申請書	様式第8号
返還免除申請書	様式第9号
貸付辞退届	様式第10号
返還計画申請書	様式第11号
記載事項変更届	様式第12号

◆問い合わせ先(実施主体)◆

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 生活支援部資金課(担当:平田、林、橋本)

TEL 048-822-1192

HP <https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/>